

対象職種

職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年十月一日号外労働省令第二十四号）

別表第十一の三の三に掲げる職種

ウェブデザイン	機械検査
キャリアコンサルティング	ダイカスト
ピアノ調律	機械保全
ファイナンシャル・プランニング	電子回路接続
眼鏡作製	電子機器組立て
知的財産管理	電気機器組立て
金融窓口サービス	シーケンス制御
ブライダルコーディネート	半導体製品製造
接客販売	プリント配線板製造
着付け	自動販売機調整
ホテル・マネジメント	産業車両整備
レストランサービス	鉄道車両製造・整備
フィットネスクラブ・マネジメント	時計修理
ビル設備管理	光学機器製造
園芸装飾	内燃機関組立て
造園	空気圧装置組立て
さく井	油圧装置調整
金属溶解	縫製機械整備
鋳造	建設機械整備
鍛造	農業機械整備
金属熱処理	冷凍空気調和機器施工
粉末冶金	染色
機械加工	ニット製品製造
非接触除去加工	婦人子供服製造
金型製作	紳士服製造
金属プレス加工	和裁
鉄工	寝具製作
建築板金	帆布製品製造
工場板金	布はく縫製
めつき	機械木工
アルミニウム陽極酸化処理	家具製作
溶射	建具製作
金属ばね製造	紙器・段ボール箱製造
ロープ加工	プリプレス
仕上げ	印刷
切削工具研削	製本

プラスチック成形	機械・プラント製図
強化プラスチック成形	電気製図
石材施工	化学分析
パン製造	金属材料試験
菓子製造	貴金属装身具製作
製麺	印章彫刻
ハム・ソーセージ・ベーコン製造	ガラス用フィルム施工
水産練り製品製造	表装
みそ製造	塗装
酒造	路面標示施工
情報配線施工	塗料調色
建築大工	広告美術仕上げ
枠組壁建築	義肢・装具製作
かわらぶき	舞台機構調整
とび	工業包装
左官	写真
築炉	調理
ブロック建築	ビルクリーニング
エーエルシーパネル施工	ハウスクリーニング
タイル張り	産業洗浄
畳製作	商品装飾展示
配管	フラワー装飾
厨(ちゆう)房設備施工	
型枠施工	
鉄筋施工	
コンクリート圧送施工	
防水施工	
樹脂接着剤注入施工	
内装仕上げ施工	
熱絶縁施工	
カーテンウォール施工	
サッシ施工	
自動ドア施工	
バルコニー施工	
ガラス施工	
ウェルポイント施工	
テクニカルイラストレーション	

※上記のほか市長が適当と認めた職種も対象職種となります。